



固定資産税・都市計画税の課税誤り

| | |
|--------|--|
| 概要 | 市が5月1日付けで発送した令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書に記載の固定資産税・都市計画税について、課税誤りがあることが判明しました。 |
| 内容 | <p>課税誤りの原因や件数は、次のとおりです。</p> <p>○土地</p> <p>令和3年度に用途地区が変更となった土地について、課税システム上で課税標準額の設定に誤りがあったため、課税誤りが生じた。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象件数：255件（過大25件、過少230件）・影響額：過大2,579,900円、過少4,405,800円 <p>○家屋</p> <p>該当家屋について、課税システムの入力を誤ったため、課税誤りが生じた。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象件数：5件（過大1件、過少3件、還付1件）・影響額：過大4,400円、過少56,600円、還付43,100円 <p>○償却資産</p> <p>該当償却資産について、課税システムの入力を誤ったため、課税誤りが生じた。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象件数：5件（過大5件）・影響額：過大873,000円 <p>※税額修正後は、過大であったものは減額、過少であったものは増額となります。</p> |
| 対応 | <p>文書通知（5月20日発送済み）、電話連絡などにより謝罪、説明を速やかに行い、近日中に正しい納税通知書を発送します。</p> <p>なお、文書通知については本日一斉に発送をし、市ホームページにも情報を公開しました。</p> |
| 問い合わせ先 | 財務部 固定資産税課 土地係 TEL 046 (252) 8043 FAX 046 (255) 3550 |